

全国海運組合連合会
第274回理事会議事録

日 時 平成20年1月16日(水) 11:00～11:45

場 所 東京都・ルポール麹町・3階マール

出席者 理事44名(別紙名簿の通り)

議 題

1. 内航海運暫定措置事業(資金管理計画等)の件
2. 平成19年度事務局研修会開催の件
3. その他
 - (1) 平成20年度税制改正要望結果報告の件
 - (2) その他

議 事

定刻、事務局より出席理事の過半数を得て本理事会は、適法に成立した旨報告があり、この後、定款の定めにより小比加会長が議長となり、年頭挨拶に続き本理事会終了後12:00より新年パーティを開催するが、本年10月に創立50周年を迎えることから来賓として国土交通省海事局の幹部が多数見えることになっているので円滑な議事運営に協力願いたいと述べ議事に入った。

議 題 1. 内航海運暫定措置事業に係る件

本件、議長指示を受け事務局は、配布資料を大要以下の通り説明した。

(1) 内航海運暫定措置事業平成19年度資金管理計画について

本件、国土交通省より12月18日付けで平成19年度下半期の予定交付額として65億円以内とする事前同意を得た。ついてはこれを踏まえ明後日(1月18日)開催の総連合会理事会で機関決定を取り付け交付金交付の手続きに入るになっている。

(2) 平成19年度解撤等交付金の交付審査日程について

本件に係る解撤交付金の交付については、事務局より以下の通り説明した。

- ①平成20年1月18日の総連合会理事会で19年度下期資金管理計画(予定交付額)を承認。
- ②解撤交付金審査を交付金認定委員会に一任。
- ③同年2月7日の交付金認定委員会で交付金交付審査。

④同年2月中・下旬、交付金交付。

(3) 解撤交付金総括表について

本年1月10日現在の解撤交付金未交付内容は、82隻、12万1,972対象トン、未交付額は、約64億2,636万円である。

(4) 預託金納付如何のアンケート調査結果について

本件、交付金交付対象者への預託意思確認のアンケート調査を実施したものでありその結果は、以下の通りであった。

①預託する、	60社	・	交付金額約	43億	5,427万円
②預託するが別途手続きが必要、	9社	・	”	3億	9,785万円
以上小計	69社	・	”	47億	5,213万円
③預託しない	11社	・	”	16億	3,555万円
合計	80社	・	”	63億	8,768万円

以上の通り11社・16億円余が申請者の都合で次期繰越金となる予定である。尚、次期繰越金の対応については、明日(1月17日)の総連合会政策委員会及び翌日の理事会等で検討される予定である。

(5) 平成19年11月建造等申請・納付金免除申請集計表について

① 建造船			② 免除船		
隻数	対象トン	建造納付金	隻数	免除トン	免除額
18	36,932	27億2,159万円	20	17,941	8億1,328万円
③差引納付額(①-②)					
19億830万円					

(参考)

前年同月比	建造船			
	隻数	対象トン数	建造納付金	実質差引納付額
	25%減	25%減	18%減	3%増

(6) 解撤交付金の交付決定に関する理事会決定のルール改正の件

本件、事務局より次の2点に係る改正内容を説明した。

第1点 現行ルールの第5条に下期(2月)に交付するとあるのを今後、資金需要好転を予期し上期及び下期(半期毎又は、下期に一括して)交付出来ることに改正した。

第2点 新たに附則に、当分の間、徴収執行権がある国及び地方自治体等が差押えた交付金に関し申請組合員の代位による申請手続き申し立てがあった場合、これを認めることとした。

尚、この後、蔵本内航海運活性化プロジェクトチーム(略称PT)委員長より12月6日開催した会議内容について大要以下の通り報告があった。

12月5日開催の総連合会政策小委員会で論議した今後の事業の枠組みとして次の二つの考え方が示された。

まず①の考えは、現行の暫定事業を維持し必要な施策を修正し対応する考えであ

り、これによれば引当資格未行使船の受け皿となる制度確保により資産価値を維持出来る可能性があること等である。

また②の考えは借入金の返済を目的とした新たな枠組みを構築することを主眼に置き、平成27年度対象船舶が無くなることで補償業務（買い上げ制度）は終了し債務を確定させ計画的な返済計画を立てる考えでこの場合返済原資に建造納付金のみならず他の方法（組合員からの拠出等）を併用できることとし又、未行使船及び孫船は、考慮しないとするものである。

以上の2点を検討の結果、政策小委員会では、①の考え方が妥当ではないかとの意見であった。

これを踏まえ当日のPTで検討した結果、政策小委員会と同様に①の方法で対応していく方法が良いとの意見であった。

尚、この他返済方法に伴うシミュレーションを検討したが基本的には建造納付金を80億円と想定し景気、造船事情等を考慮し漸減方式を採用することが妥当とし次回政策小委員会で細部検討して頂くこととした。

又、次回PT会議を2月15日12:00東京で開催し、現行規程の条文修正・追加等に対応が可能か否かを検討することとした。

この後、議長より発言を求めたが特になく本件取り運びが了承された。

議 題 2 . 平成19年度事務局研修会開催の件

本件、事務局は、以下の通り開催要領を説明した。

①開催日時： 平成20年2月25日（月）14：00～17：00

②開催場所： 東京都・ルポール麹町

③研修内容

（1）暫定措置事業他内航諸問題の件

（2）その他

④研修対象者： 所属組合・支部事務局員

⑤交通費補助： 従前同様・航空機等の片道普通運賃又要宿泊者には全海運旅費規程の半額6,000円を補助する。

⑥研修会終了後、簡素な懇談会を開催する。

この後、議長は本件を諮った処、異議無く承認された。

議 題 3 . その他

（1）平成20年度税制改正要望結果報告の件

本件、事務局より昨年末の政府案として取りまとめた内容について大要以下の通り報告した。

総連合会は、平成20年度税制改正要望項目として内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設等8項目について要望したが成果を見たのは、中小企業投資促進税制である中小事業者が内航貨物船を取得した場合の30%の特別償却又は7%の税額控除の制度について、これまでの平成20年3月31日までが2年間延長されることとなった他は、ほとんど省議（国土交通省内の意見取りまとめ）を通らなかった。

この説明に対して出席理事より業界要望が省議すら通らないと言うことは問題で

あり、今後は、より理論武装すると共に一点重点主義の要望で成果が得られるよう努力されたい旨発言があり、今後発言の趣旨を踏まえ対応して行くこととした。

(2) 前回理事会で採択した船員養成に係る関連規程改正陳情のその後について報告の件

本件、事務局より前回理事会（11月21日）で採択した四海連（尚、中海連及び九海連より同旨陳情あり）からの以下の要望について、その後の対応等以下の通り報告があった。

①貨物船の総トン数（199型及び499型）の基準について

（要旨）船員養成等のため199型では5室及び499型については、7室の船室を確保するべく嘗ての699型船舶と同様の船員居住室空間に係る総トン数規定について配慮願いたい。

* 本件については、12月12日開催の総連合会政策委員会へ上程され、今後環境安全委員会（IMO 専門委員会）で検討されることとなった。

②若年者OJT助成制度（総連合会規程）に係る一部改正について

（要旨）船員養成等のため以下の通り改正願いたい

i 対象者の年齢制限規定（30歳未満者）を廃止されたい。

ii 船型制限規定（750総トン未満）を廃止されたい。

但し、資本金5,000万円以下の規定は、存続させる。

iii 現行の乗船期間6ヶ月で30万円支給に、あらたに12ヶ月乗船の場合60万円支給を追加されたい。

* 本件については、12月12日開催の総連合会政策委員会へ上程され、今後船員対策委員会で検討されることとなった。

尚、この後議長より開会挨拶の冒頭に申した通り本年10月に全海運創立50周年を迎えることから、何らかの事業実施の可否などについて明日開催する総務委員会で検討願うことにしている旨の報告があった。

これにて全ての議案審議が終了したので議長は、謝辞の後11:45閉会を宣した。

以上